

令和7年（2025年）3月24日

入札参加資格登録事業者の皆様へ

## 入札契約関係書類等の押印の見直しに関するお知らせ

みだしの件について、令和7年4月1日以降の調達案件から下記のとおり運用することとしますのでお知らせします。（別紙のQ&Aも併せてご参照ください。）

### 記

#### 1 入札等にかかる書面手続きについて

(1) 押印を省略することのできる書類

ア 見積書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他入札・契約に係る手続きにおいて事業者の皆様からご提出いただく書類  
(質疑書等)

(2) 上記の書類については、電子メールによる提出も可とします。

(3) 上記書類に押印がされたものは、従来どおり有効なものとして取り扱います。

#### 2 押印を省略する際の措置

上記の書類のうち、「見積書」、「納品書」及び「請求書」の押印を省略する場合は、当該書類の余白に、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず明記してください。また、確認のため、必要に応じて発注担当者からご連絡させていただく場合があります。

『「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先』の記載例

本件責任者（部署名・氏名）：	_____
（連絡先）：	_____
担当者（部署名・氏名）：	_____
（連絡先）：	_____

※「氏名」は苗字のみの記載は不可となりますのでご注意ください。

※責任者と担当者が同じ場合や、連絡先が複数無い場合は、責任者欄をご記入いただき、担当者欄は「同上」としてください。

#### 3 電子請求書について

クラウド経由等のID・PW方式による認証が可能な電子請求書については、取り扱い可能です。

#### 4 今後も押印を要するもの

契約書（変更契約書を含む。）、請書、紙入札に係る入札書及び委任状、並びに業者登録に伴う使用印鑑届及び委任状は従来どおり押印が必要となります。